

1 調査名称：湯浅町総合都市交通体系調査

2 調査主体：湯浅町

3 調査圏域：湯浅町管内

4 調査期間：平成26年度～平成27年度

5 調査概要：

湯浅町の都市計画道路は、8路線、計画延長11.73kmであり、1路線を除く7路線が昭和35年度に都市計画決定されており、その殆どが未整備となっている。

一方で、人口減少・少子高齢化の進展や、経済の停滞による財政状況の逼迫など社会経

済状況は、計画策定時より大きく変化しており、このような社会経済状況の変化にあわせ

たまちづくりの実現、効率的な事業執行が求められている。

和歌山県においては、平成23年3月に「和歌山県都市計画道路見直し方針」を作成し、県内各市町での都市計画道路の見直しの考え方を示すことで、都市計画道路の見直しを随時進めている。

このような状況を踏まえ、本町においても将来の都市像を踏まえつつ、効率的・効果的

なまちづくりを実現するための都市計画道路の見直しを行うことを業務の目的とする。

I 調査概要

1 調査名称：湯浅町総合都市交通体系調査

2 報告書目次

1. 業務の概要

- 1.1 業務の名称
- 1.2 業務の目的
- 1.3 業務委託機関
- 1.4 業務受託機関
- 1.5 履行期間
- 1.6 業務項目・数量
- 1.7 業務対象地区
- 1.8 業務の実施フロー

2. 湯浅町の現状整理

- 2.1 湯浅町の現状整理
- 2.2 上位計画、関連計画の整理

3. 道路整備の課題

- 3.1 湯浅町のまちづくりの課題
- 3.2 未着手の都市計画道路の課題

4. 都市計画道路の見直し方針

- 4.1 見直し方針の実施フロー
- 4.2 見直し検討対象路線の抽出
- 4.3 必要性の評価項目
- 4.4 実現性の検証項目

5. 都市計画道路の存続、廃止の検討

- 5.1 必要性の検証
- 5.2 代替生の検証
- 5.3 実現性の検証

6. 都市計画道路の見直し案作成

- 6.1 必要性・代替性・実現性の検証結果
- 6.2 実現化に向けた今後の課題
- 6.3 新たな都市構造の構築に向けて
- 7. 都市計画道路整備優先度の設定
 - 7.1 AHP手法
 - 7.2 基本的な手順
 - 7.3 AHP手法による評価結果
- 8. 説明会・公聴会への支援
 - 8.1 都市計画原案の作成
 - 8.2 パブリックコメントの資料作成
 - 8.3 住民説明会の資料作成
- 9. 町都市計画審議会支援
- 10. 県都市計画審議会支援
- 11. その他都市計画手続き図書の作成

参考資料

- ・交通量調査報告書
- ・アンケート調査報告書

3 調査体制

○湯浅町都市計画審議会

(会長：池田 幸世)

|

○湯浅都市計画道路見直し検討委員会

(委員長：湯浅町 副町長 中 美二)

|

○湯浅町都市計画審議会/湯浅都市計画道路見直し検討委員会 事務局

(湯浅町建設課管理係)

4 委員会名簿等：

○湯浅町都市計画審議会

	所属等	氏名
会長		池田 幸世
委員	京都大学大学院 工学研究科 教授	神吉 紀世子
委員		尾崎 定平
委員	湯浅町議会 議長	松本 典久
委員	湯浅町議会 総務文教常任委員長	山本 年哲
委員	湯浅町議会 福祉産業建設常任委員長	石本 一也
委員	湯浅警察署 署長	中島 康仁
委員	和歌山県有田振興局 局長	石塚 和夫
委員		亀井 壮一
委員		谷中 敬治

○湯浅都市計画道路見直し検討委員会

	職名
委員長	副町長
副委員長	総務課長
委員	健康福祉課長
委員	まちづくり企画課長
委員	産業観光課長
委員	教育委員会次長

Ⅱ 調査成果

1 調査目的

近年、人口減少・少子高齢化の進展や、経済の停滞による財政状況の逼迫など社会経済状況は大きく変化している。湯浅町ではこの社会経済状況の変化に合わせたまちづくりの実現に向け、効率的な事業執行が求められている。

また、和歌山県では平成 25 年 3 月に『和歌山県都市計画道路 見直し方針（改訂版）』（以下、『ガイドライン』という。）を作成し、県内の都市計画道路の見直しの考え方を示すことで都市計画道路の見直しを随時進めているところである。湯浅町においても、都市計画道路に位置づけられた 8 路線（計画延長 11.73 k m）の内、7 路線が昭和 35 年に都市計画決定されているもののその殆どが長期未着手の状況にあるため、将来の都市像を踏まえた都市計画道路の見直しが求められている。

そこで、本業務では長期未着手の都市計画道路を対象に、町民のニーズや将来の都市像を踏まえつつ、効率的・効果的なまちづくりを実現するための都市計画道路の見直しを行うことを調査の目的とする。

2 調査フロー

本業務（平成 26 年度）の実施フローを下図に示す。

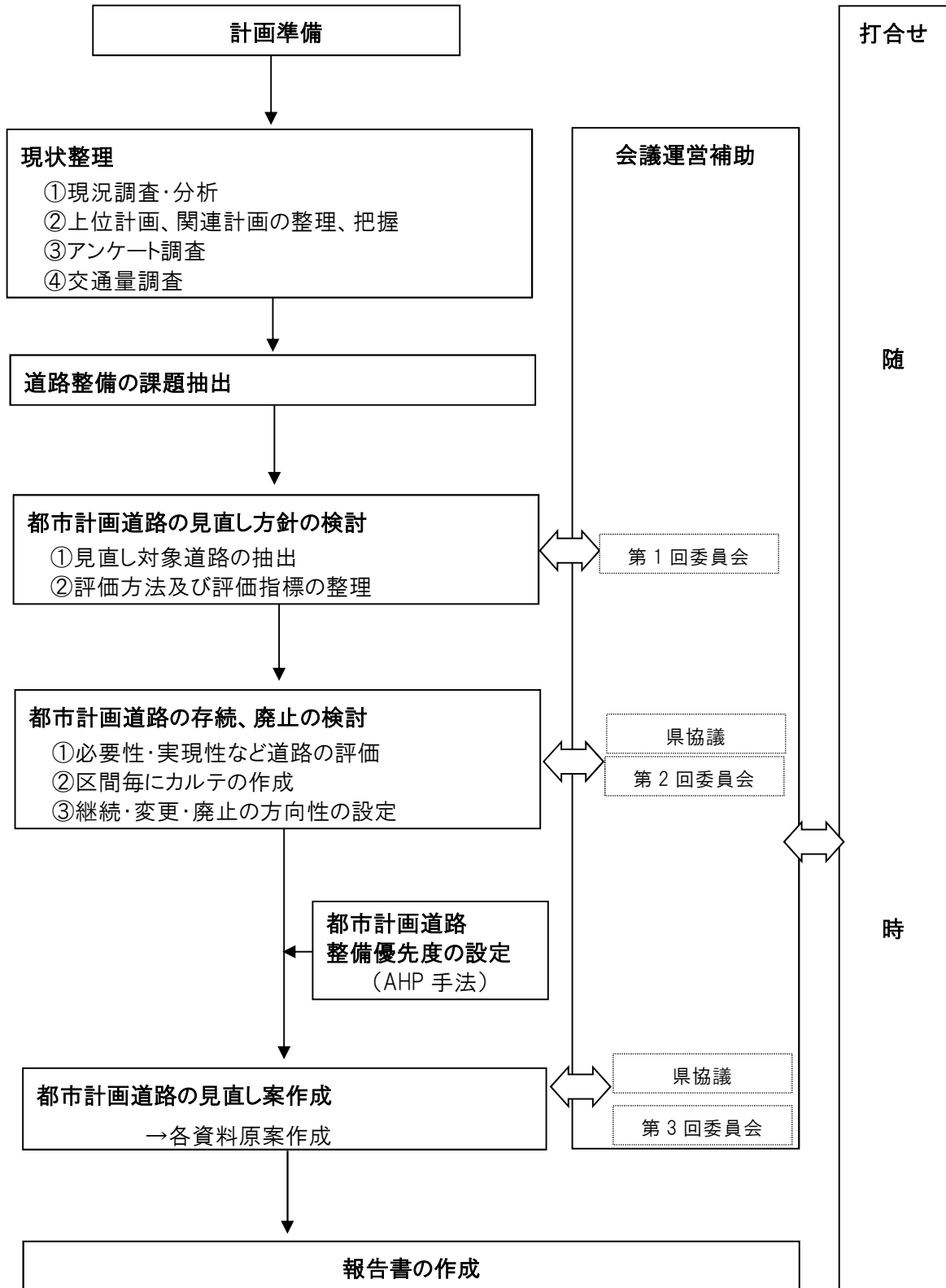


図. 業務の実施フロー（平成 26 年度）

3 調査圏域図

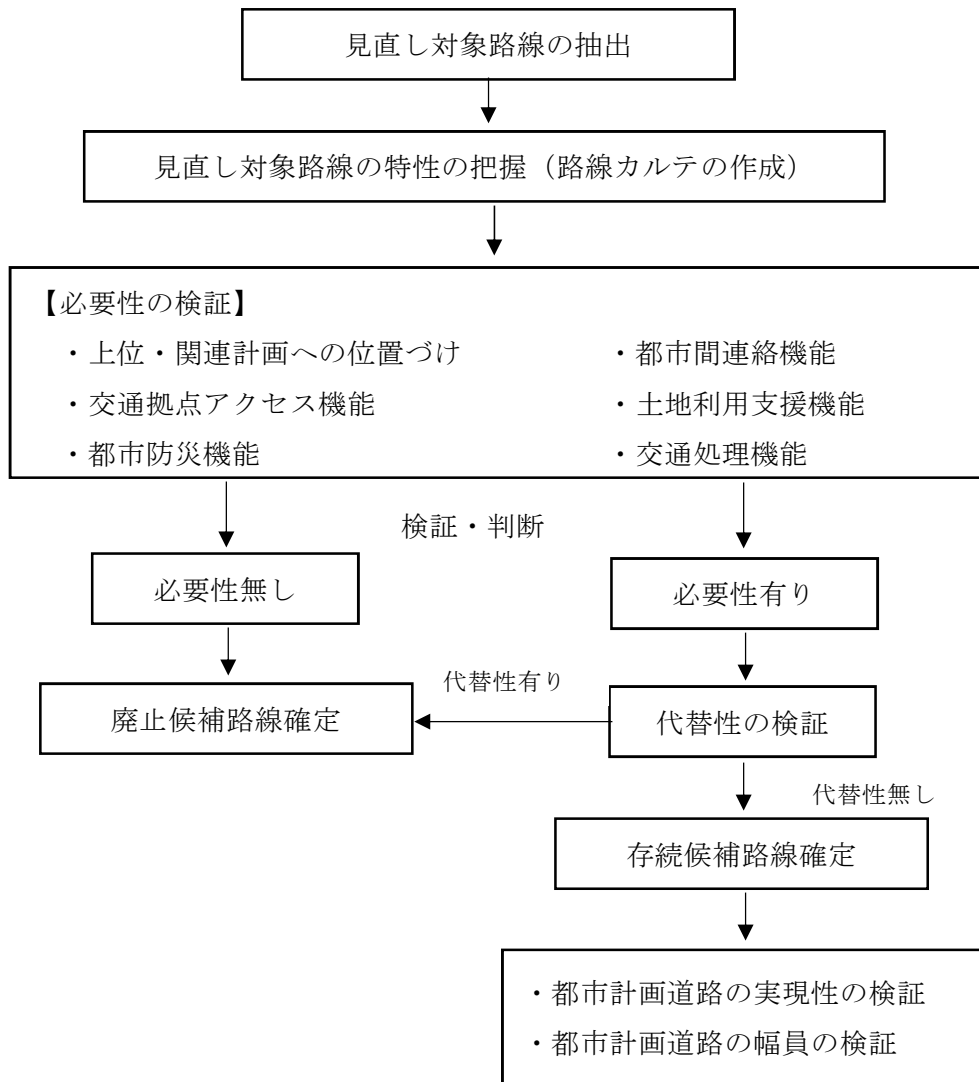


図. 湯浅町内の都市計画道路

4 調査成果

○都市計画道路見直し方針の実施フロー

※ 「和歌山県都市計画道路見直し方針／平成 23 年 3 月（改訂版平成 25 年 3 月）／和歌山県」を準拠しつつ、代替性の検証を追加した見直し実施フローで検討する。



1. 見直し検討路線の抽出

湯浅町内に位置する都市計画道路は 8 路線あり、この内、湯浅港大宮通線は既に整備が完

了している。湯浅御坊道路は和歌山県御坊市から有田川町を結ぶ自動車専用道路(2 車線)として整備され、既に供用開始されている。また、現在は交通量増大に伴う渋滞解消を目的

に、4 車線化に向け随意事業を進めている。そこで、上記 2 路線を除く計 6 路線を見直し

検討路線として位置づける。
 検討区間、計画内容は次頁に示す。

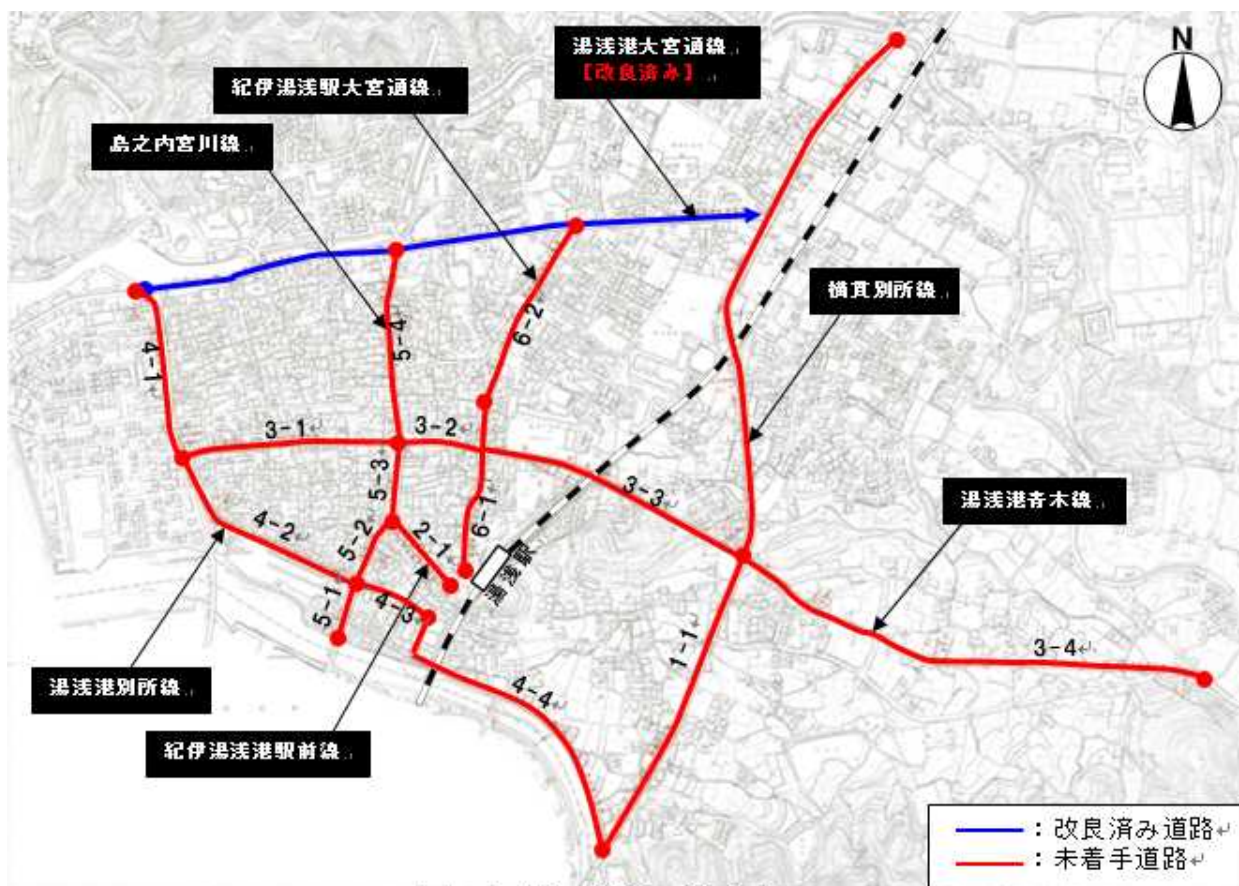


図. 都市計画道路 位置図

表. 各都市計画道路の計画内容

路線名	計画決定	計画延長	計画幅員	改良済み延長	概成済み延長	未着手道路延長	備考
1.4.1 一般国道 42 号 湯浅御坊道路	H22.11.24	3,270m	19m				県決定
3.5.1 湯浅港大宮通線	S35.9.22	1,245m	12m	1,245m	0m	0m	県決定
3.4.1 横貫別所線 (国道 42 号)	S35.9.22	1,800m	16m	0m	0m	1,800m	県決定
3.4.2 紀伊湯浅港駅前線	S35.9.22	165m	16m	0m	0m	165m	町決定
3.5.2 湯浅港青木線	S35.9.22	2,075m	12m	0m	0m	2,075m	県決定
3.5.3 湯浅港別所線	S35.9.22	1,670m	12m	0m	0m	1,670m	県決定
3.5.4 島之内宮川線	S35.9.22	790m	12m	0m	0m	790m	県決定
3.6.1 紀伊湯浅港大宮通線	S35.9.22	710m	8m	0m	0m	710m	県決定

※赤囲み：見直し対象路線

2. 必要性の検証

表. 必要性の評価項目・検証基準

評価項目	機能	検証基準
位置づけ	上位計画・関連計画への位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画、都市計画マスタープラン等各種上位関連計画において、複数の市町村を広域的にネットワークする「広域幹線道路」に位置づけられているか ・ 各種上位関連計画において、重点的に整備を推進、促進する道路として挙げられているか
	都市間連絡機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺主要都市間の連絡路線(圏域の骨格を構成する国道等の一部をなしている)となっているか ・ 隣接市町との連絡路線(周辺市町に跨る都市計画道路の一部をなしている)となっているか
路線機能	交通拠点アクセス機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターチェンジへ直接アクセスしているか ・ 重要港湾、空港へ直接アクセスしているか ・ 主要鉄道駅へ直接アクセスしているか
	土地利用支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な公共施設へ直接アクセスしているか ・ 主要な集客施設、観光施設へ直接アクセスしているか ・ 開発プロジェクトへ直接アクセスしているか ・ まちづくりにおける主要エリアへ直接アクセスしているか
	都市防災機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路、避難経路に位置づけられているか ・ 防災拠点に直接アクセスしているか
	交通処理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止に伴い周辺道路に深刻な渋滞を引き起こす可能性があるか ・ 対象路線に代替する路線が存在しないか

表. 土地利用支援機能において対象とする施設等

検証項目	検証基準
主な公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県などの官公庁施設、町役場、警察署、消防署、救急指定病院など(学校施設は、主要なアクセス手段が自動車によるものではないため、評価対象外とするが、歩道や交通安全施設等への配慮が必要となるため、施設位置を確認する)
主な集客施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模公園、スポーツ施設、観光拠点 等
プロジェクト・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業、再開発事業、市街地整備構想 等

3. 代替性の検証

必要性があると評した路線に対し、その必要性に対する代替手段を検討する。

4. 実現性の検証

必要性について評価・検証を行い、存続候補となった路線について、実現性を検証する。
本業務では以下に示す5つの項目を基に実現性の検証を行う。

実現性の検証項目の一つである「施行上支障となり得る物件等がある。」では、『和歌山県都市計画道路 見直し方針／平成23年3月（改訂版／平成25年3月）／和歌山県』に準拠し、下表に示す「歴史文化的要因」、「自然環境的要因」及び「道路構造令的要因」となる物件等を対象とする。

【実現性の検証項目】

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 施行上支障となり得る物件等がある。 | ② 計画幅員が道路構造令に適合しない。 |
| ③ 地元から廃止の要望がある。 | ④ 将来交通量がそれほど見込まれない。 |
| ⑤ 現道で概ねの機能が確保されている。 | ⑥ 代替手法・路線がある。 |

表. 施工上支障と成り得る物件等

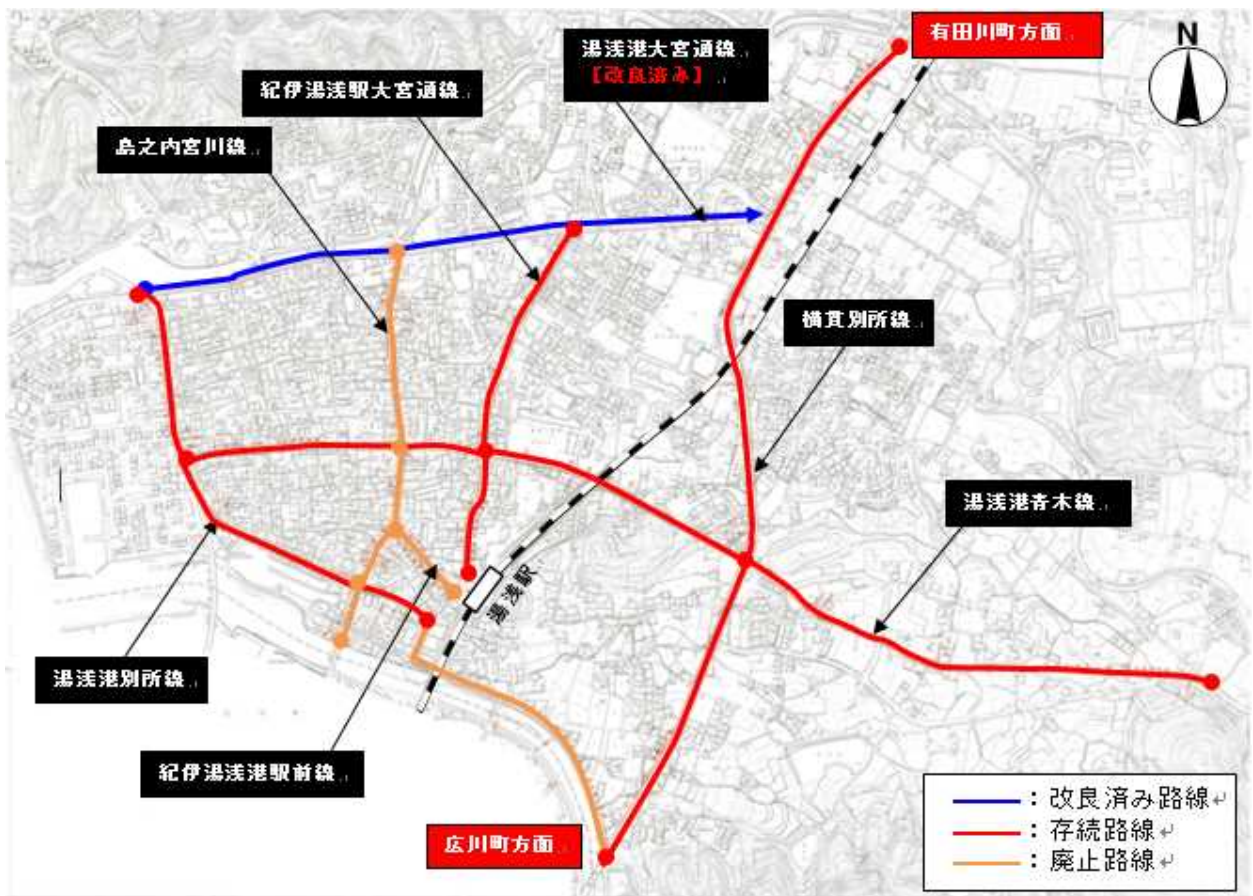
区分	物件等
歴史文化的要因	・ 国、県及び市町の指定文化財、神社仏閣、観光資源 等
自然環境的要因	・ 希少種の生息地、水源地 等
道路構造令的要因	・ 道路構造令との整合、縦断勾配、鉄道、河川との交差 等

5. 必要性・代替性・実現性の検証結果

「和歌山県都市計画道路見直し方針／平成23年3月（改訂版平成25年3月）／和歌山県」に基づき、長期未着手の都市計画道路に対する必要性を検証した結果、少なくとも1項目以上の必要性が見られた。（最大値4項目、最小値1項目、平均値2.1項目）

ただし、紀伊湯浅港駅前線、島之内宮川線の全区間及び、湯浅港別所線の一部の区間は、必要性項目があるものの、この機能に対する代替路線が既に整備されている。そこで、これら3路線は『原則、廃止路線』に位置づけ、他の横貫別所線、湯浅港青木線、紀伊湯浅駅大宮通線及び、湯浅港別所線のJR紀勢本線までの区間を『原則、存続路線』に位置づける。

見直し結果後の都市計画道路網については下記へ、長期未着手の都市計画道路に対し必要性、代替性、実現性を検証した結果については別ファイルにて示す。



見直し結果後の都市計画道路網